

令和 4 年12月議会

生活環境委員会 議案説明資料

I. 予算案

- |                    |                            |      |
|--------------------|----------------------------|------|
| ○ 令和 4 年12月議会補正予算案 | 道路下水道局集計表                  | 1 頁  |
| ○ 議案第179号          | 令和 4 年度一般会計補正予算案（第 5 号）    | 3 頁  |
| ○ 議案第191号          | 令和 4 年度下水道事業会計補正予算案（第 2 号） | 15 頁 |

II. 一般議案

- |           |                                  |      |
|-----------|----------------------------------|------|
| ○ 議案第203号 | 櫛田神社前駅自転車駐車場に係る指定管理者の<br>指定について  | 22 頁 |
| ○ 議案第209号 | 有料道路の料金の変更に関する同意について             | 27 頁 |
| ○ 議案第210号 | 準用香椎川河川改修（地下河川）工事請負契約の<br>締結について | 34 頁 |
| ○ 議案第212号 | 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について         | 44 頁 |

令和 4 年12月

道路下水道局

令和4年12月議会補正予算案

1. 一般会計

区分	補正前の額 A					予算額	補財特 国県支出金
	予算額	財源内訳			一般財源		
		特定財源					
国県支出金	市債	その他					
道路・街路	29,192,608	5,012,525	11,937,000	6,492,808	5,750,275	△ 46,409	—
河川	2,253,310	494,030	1,014,000	31,179	714,101	△ 8,408	—
下水道	22,632,432	2,460,442	—	—	20,171,990	435,067	—
公債費	—	—	—	8,094,614	△ 8,094,614	—	—
合計	54,078,350	7,966,997	12,951,000	14,618,601	18,541,752	380,250	—

2. 下水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収益的収入	55,989,031	435,067	56,424,098
収益的支出	49,549,096	639,027	50,188,123
差引	6,439,935	△ 203,960	6,235,975

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
資本的収入	30,650,765	—	30,650,765
資本的支出	56,504,687	△ 12,501	56,492,186
差引	△ 25,853,922	12,501	△ 25,841,421

# 道路下水道局集計表

△印:減  
(単位:千円)

正額 B			計 A+B				
源内訳			予算額	財源内訳			
定財源		一般財源		特定財源			一般財源
市債	その他			国県支出金	市債	その他	
—	228	△ 46,637	29,146,199	5,012,525	11,937,000	6,493,036	5,703,638
計		228		計			23,442,561
—	67	△ 8,475	2,244,902	494,030	1,014,000	31,246	705,626
計		67		計			1,539,276
—	—	435,067	23,067,499	2,460,442	—	—	20,607,057
計		—		計			2,460,442
—	—	—	—	—	—	8,094,614	△ 8,094,614
計		—		計			8,094,614
—	295	379,955	54,458,600	7,966,997	12,951,000	14,618,896	18,921,707
計		295		計			35,536,893

## (1)歳入

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A + B
			千円	千円	千円
5	(25) 諸 収 入 金 2. 納 付 金	1. 納 付 金	18,654	△ 574	18,080
5 ・ 6	3. 保険料収入	1. 保 険 料 収 入	29,657	869	30,526
	そ の 他 (本 補 正 以 外)		36,078,287	—	36,078,287
	歳 入 合 計		36,126,598	295	36,126,893

補正予算案(第5号)

説	明
健康保険料の減額	
1. 雇用保険料収入の追加	324千円
2. 厚生年金保険料収入の追加	545千円

## (2)歳 出

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
42 ・ 43	(8)土 木 費 1.土木管理費	1.土木総務費	617,620	△ 2,255	615,365
42 ↳ 45		1. 道路橋りょう総務費	3,641,476	2,784	3,644,260
	2.道路橋りょう費				
44 ・ 45		3. 道路新設改良費	9,371,709	△ 20,353	9,351,356

説 明

一般職職員給与費等の減額 △ 2,255千円

関連歳入 (25)諸収入 雇用保険料収入	55千円
----------------------------	------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	275,910	△ 3,414	272,496
職員手当等	228,440	1,215	229,655
共済費	102,373	△ 56	102,317
その他(本補正以外)	10,897	—	10,897
合 計	617,620	△ 2,255	615,365

一般職職員給与費等の追加 2,784千円

関連歳入 (25)諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	56千円 △ 396千円 108千円 344千円
--	-----------------------------------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	669,995	△ 6,657	663,338
職員手当等	469,266	9,322	478,588
共済費	265,096	119	265,215
その他(本補正以外)	2,237,119	—	2,237,119
合 計	3,641,476	2,784	3,644,260

事業費対象外給与費の減額 △ 20,353千円

関連歳入 (25)諸収入 健康保険料 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入	94千円 △ 178千円 71千円 201千円
--	----------------------------------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	272,407	△ 13,220	259,187
職員手当等	190,116	△ 3,944	186,172
共済費	93,561	△ 3,189	90,372
その他(本補正以外)	8,815,625	—	8,815,625
合 計	9,371,709	△ 20,353	9,351,356

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
44 ・ 45	( 2.道路橋りょう費 )	4. 交通安全施設等 整備事業費	5,945,581	△ 23,925	5,921,656
44 ↳ 47	3.河川水路費	1. 河川水路総務費	134,620	△ 6,526	128,094



説 明

事業費対象外給与費の減額 △ 23,925千円

関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入	33千円
-----------------------------	------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	243,356	△ 14,203	229,153
職員手当等	170,579	△ 6,083	164,496
共済費	82,050	△ 3,639	78,411
その他(本補正以外)	5,449,596	—	5,449,596
合 計	5,945,581	△ 23,925	5,921,656

一般職職員給与費等の減額 △ 6,526千円

関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入	64千円
-----------------------------	------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	63,451	△ 2,308	61,143
職員手当等	45,150	△ 3,520	41,630
共済費	21,557	△ 698	20,859
その他(本補正以外)	4,462	—	4,462
合 計	134,620	△ 6,526	128,094

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
46 ・ 47	( 3.河川水路費 )	3. 河川水路改良費	1,780,941	△ 1,882	1,779,059
52 ・ 53	(9) 都市計画費 3.街路橋りょう費	1. 街路新設改良費	6,748,373	△ 2,660	6,745,713

説 明

事業費対象外給与費の減額

△ 1,882千円

関連歳入 (25)諸収入 雇用保険料収入	3千円
----------------------------	-----

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	98,128	△ 1,309	96,819
職員手当等	76,864	△ 477	76,387
共済費	34,250	△ 96	34,154
その他(本補正以外)	1,571,699	—	1,571,699
合 計	1,780,941	△ 1,882	1,779,059

事業費対象外給与費の減額

△ 2,660千円

関連歳入 (25)諸収入 雇用保険料収入	△ 10千円
----------------------------	--------

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
給料	185,966	△ 6,826	179,140
職員手当等	138,409	4,533	142,942
共済費	64,483	△ 367	64,116
その他(本補正以外)	6,359,515	—	6,359,515
合 計	6,748,373	△ 2,660	6,745,713

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
56 ・ 57	6.下水道費	1. 下水道費	22,632,432	435,067	23,067,499
	そ の 他 (本 補 正 以 外)		3,205,598	—	3,205,598
	歳 出 合 計		54,078,350	380,250	54,458,600

説 明

下水道事業に対する負担金の追加 435,067千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
負担金、補助及び交付金	22,632,432	435,067	23,067,499
合 計	22,632,432	435,067	23,067,499

## (3) 繰越明許費

款・項	目	事業名	関係予算額	繰越額
(8)土木費 2. 道路橋りょう費	3. 道路新設改良費	道路新設改良事業	千円 9,351,356	千円 4,179,614
	4. 交通安全施設等 整備事業費	交通安全施設等 整備事業	5,921,656	3,118,531
3. 河川水路費	3. 河川水路改良費	河川水路改良事業	1,779,059	1,167,590
(9)都市計画費 3. 街路橋りょう費	1. 街路新設改良費	街路新設改良事業	6,745,713	4,453,575
計			23,797,784	12,919,310

## (4) 債務負担行為

事項	期間	限度額
道路新設改良事業	令和5年度	千円 507,000
交通安全施設等整備事業	令和5年度	277,500

繰 越 事 由

地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

地元協議等に日時を要し、年度内に完了しないため。

## (1) 予算の補正

## ア. 収益的収入及び支出

区分	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収入	(1) 下水道事業収益 1. 営業収益	2. 雨水処理負担金	千円 14,903,033	千円 435,067	千円 15,338,100
	その他(本補正以外)		41,085,998	-	41,085,998
	計		55,989,031	435,067	56,424,098
支出	(1) 下水道事業費用 1. 営業費用	2. ポンプ場費	2,272,751	89,227	2,361,978
		3. 処理場費	6,533,434	555,518	7,088,952
		9. 給与費	1,508,930	△ 5,718	1,503,212
	その他(本補正以外)		39,233,981	-	39,233,981
	計		49,549,096	639,027	50,188,123
差引 過不足(△)額			6,439,935	△ 203,960	6,235,975

## イ. 資本的収入及び支出

区分	款・項	目	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B
収入	(1) 資本的収入計		千円 30,650,765	千円 -	千円 30,650,765
支出	(1) 資本的支出 1. 建設改良費	6. 給与費	989,991	△ 12,501	977,490
	その他(本補正以外)		55,514,696	-	55,514,696
	計		56,504,687	△ 12,501	56,492,186
差引 過不足(△)額			△ 25,853,922	12,501	△ 25,841,421



補正予算案（第2号）

説	明
	雨水処理に係る一般会計負担金の追加
	ポンプ場等施設の維持管理に要する費用の追加
	処理場等施設の維持管理に要する費用の追加
	給与費の減額

説	明
	給与費の減額

[ 参 考 ]

1. 令和4年度 下水道事業会計 財政収支状況

(消費税抜き、単位：千円)

年度	収 益 的 収 支						
	収 入				支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
	下水道使用料	一般会計 負担金	その他	計			
補正前 A	24,332,198	18,165,104	10,735,964	53,233,266	48,232,541	5,000,725	5,000,725
補正後 B	24,332,198	18,600,171	10,735,964	53,668,333	48,871,568	4,796,765	4,796,765
差 引 B - A	—	435,067	—	435,067	639,027	△ 203,960	△ 203,960

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 〔一般会計出資金 で補てん〕	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
45,341,214	71,991,687	△ 26,650,473	19,729,623	6,920,850	—	331,840,736
45,341,214	71,979,186	△ 26,637,972	19,717,122	6,920,850	—	331,840,736
—	△ 12,501	12,501	△ 12,501	—	—	—

## 2. 繰越箇所

### 【一般会計】

(議案説明資料 13p・14p関連)

#### (1) 道路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,263,646	橋梁アセット 大規模アセット 志賀島和白線 千代今宿線 香椎4800号線  14路線	2,915,968	橋梁アセット 黒門福浜線外 千代今宿線 宮浦線外 幹線道路アセット  99路線	4,179,614 (工事費 3,567,208) 用地費 36,260 補償費 13,509 委託料 562,637 負担金等 —

#### (2) 交通安全施設等整備事業費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
1,167,578	福岡早良大野城線 清水干隈線 大橋駅前1号線 内野次郎丸弥生線 猪野土井線  25路線	1,950,953	福岡空港線 博多姪浜線 国道263号 鳥飼藤崎線 壱岐団地線外  87路線	3,118,531 (工事費 2,429,121) 用地費 36,231 補償費 225,654 委託料 331,231 負担金等 96,294

#### (3) 河川水路改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
606,633	周船寺川 金屑川 水崎川 源蔵池  6河川 4池	560,957	香椎川 大谷川 吉塚新川 弁天川  7河川 2池	1,167,590 (工事費 847,829) 用地費 — 補償費 4,095 委託料 304,546 負担金等 11,120

(議案説明資料 13p・14p関連)

(4) 街路新設改良費

(単位:千円)

公 共 事 業		単 独 事 業 等		合 計
繰越額	主な路線名等	繰越額	主な路線名等	
3,940,955	野間屋形原線	512,620	長尾橋本線	4,453,575
	西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近)		博多箱崎線外1線	
	長尾橋本線		国道3号線	工事費 455,338
	国道3号線		西鉄天神大牟田線連続立体 交差事業(雑餉隈駅付近)	用地費 1,578,873
	吉塚松崎線		粕屋久山線	補償費 1,235,637
	11路線		11路線	委託料 280,727
				負担金等 903,000

合 計

(単位:千円)

公 共 事 業	単 独 事 業 等	合 計
6,978,812	5,940,498	12,919,310
		工事費 7,299,496
		用地費 1,651,364
		補償費 1,478,895
		委託料 1,479,141
		負担金等 1,010,414

## <補足資料>

# 動力費（電気料金）の補正について

### 1 概要

令和4年度当初に実施した電力調達入札が、電力の卸売価格の高騰により不落となり、標準的な料金メニューよりも割増しとなる最終保障供給による電力の利用を6月から開始した。

これにより、電気料金が増加するとともに、国際情勢等の影響による火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の高騰により、さらに電気料金が増加しており、予算の不足が見込まれることから、動力費の増額補正を行うもの。

### 2 最終保障供給について

電力小売自由化の状況下において、供給条件に係る交渉が合意に達せず、どこからも電気の供給を受けられない需要家に対して、一般送配電事業者が供給を行う義務のこと。標準的な料金メニューよりも割増しとなっている。

### 3 最終保障供給の電気料金の算定式

最終保障供給 電気料金	=	基本料金 × 1.2	+	使用電力量	×	従量料金単価		
						電力量 料金単価 × 約1.15	燃料費等調整額単価 燃料費調整単価※1 + 離島ユニバーサルサービス調整単価※2 + 市場価格調整単価※3	再エネ 賦課金 単価※4

下線部は標準的な料金メニューと異なる点

#### ※1 燃料費調整単価

火力燃料費（原油・液化天然ガス・石炭）の変動をできるかぎり迅速に電気料金に反映させるため、3か月間の平均燃料価格が基準価格 27,400 円/kL から変動した場合、その変動分に応じて、電気料金を調整する単価

#### ※2 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全ての契約者の料金に反映させるための調整単価

#### ※3 市場価格調整単価

最終保障供給について、卸電力取引市場の平均価格に応じて加減算される単価  
(令和4年9月1日に新設)

#### ※4 再エネ賦課金単価

再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用を、電気料金の一部として、電気の使用量に応じて費用負担する単価

議案第203号

榑田神社前駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する榑田神社前駅自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

榑田神社前駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

榑田神社前駅自転車駐車場

2 指定管理者に指定する者

福岡市博多区住吉三丁目1番1号富士フィルム福岡ビル9F

J R九州レンタカー&パーキング株式会社

3 指定する期間

令和5年3月13日から令和8年3月31日まで

## 議案第 203 号の説明

### 1 議案

議案第 203 号 櫛田神社前駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

### 2 議案提出の理由

本件は、本市が設置する櫛田神社前駅自転車駐車場の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

### 3 櫛田神社前駅自転車駐車場に係る指定管理者の指定について

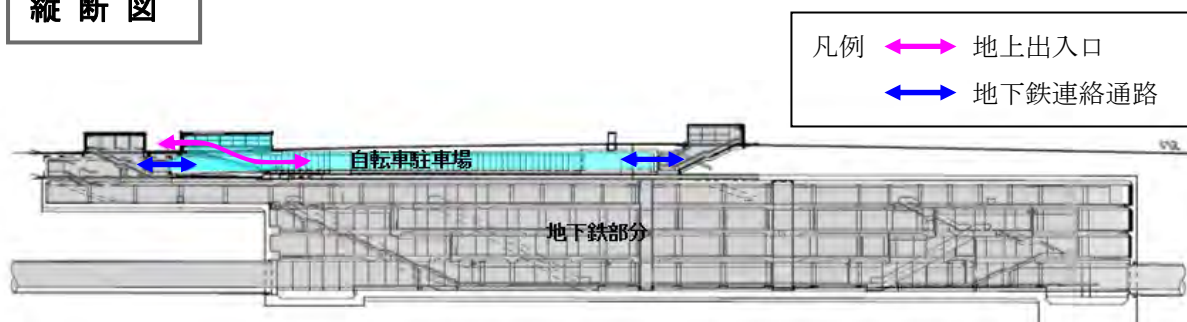
#### (1) 議案の内容

##### ① 指定管理者に管理を行わせる公の施設

施設名称	所在地	収容台数	構造等
櫛田神社前駅自転車駐車場	博多区祇園町	252 台	地下一層



#### 縦断図





② 指定管理者に指定する者

福岡市博多区住吉三丁目1番1号富士フィルム福岡ビル9F  
J R九州レンタカー&パーキング株式会社

③ 指定する期間

令和5年3月13日から令和8年3月31日まで

4 選定概要

(1) 選定基準

審査項目		配点	
1	指定管理者としての基本姿勢	指定管理業務の実施にあたっての運営方針 25 (5点×5人)	
2	団体の活動実績 経営状況	団体の活動実績 ----- 団体の経営状況 75 (15点×5人)	
3	施設の効用の 発揮	サービスの向上及び利用促進の取組 ・利用者へのサービス向上への取組 ・苦情・要望に関する取組 ・利用者及び利用収入増加の取組 ----- 管理遂行のための人員計画及び要員確保 ・配置予定人員、勤務体制 ・組織体制、人員採用の計画等 ----- 人材育成 ・管理開始前と期間中の研修計画及び内容 ----- 管理の内容 ・事故防止等の安全管理、施設の維持管理 ・個人情報保護に関する考え方と取組	350 (70点×5人)
	経済性	経費の縮減 ・提案額 ※上限額から最低制限額（上限額の85%）までの金額を30等分し、提案額に応じた点数を計上	
4	その他	市施策への貢献 ・高齢者や障がい者の就労対策の取組 ・男女共同参画、ワークライフバランスの取組 ・中小企業の活性化 ・地場企業育成 ----- 放置自転車対策、地域等との連携	150 (30点×5人)
5	法令の遵守状況	福岡市競争入札停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、公告日に競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間に係る者は50点（10点×5人）の減点を行う	0 (0点×5人)
合 計		750 (150点×5人)	

(2) 選定について

① 指定管理料の上限額（税込）

19,054 千円（令和5年3月1日～令和6年3月31日）

② 応募者

- ・株式会社ニップス
- ・JR九州レンタカー&パーキング株式会社

③ 選定委員の評価

審査項目	配点	指定管理候補者	次点	
		JR九州レンタカー&パーキング株式会社	株式会社ニップス	
	提案額※ (千円)	17,956	18,040	
1 指定管理者としての基本姿勢	25	19	15	—
2 団体の活動実績・経営状況	75	75	45	
3 施設の効用の発揮	350	246	194.5	
	経済性	150	60	
4 その他	150	97	81	
5 法令の遵守状況	0	0	0	
合計	750	497	390.5	

<指定管理候補者に対する主な意見>

- ・長年に渡る博多駅地区での自転車駐車場管理業務の経験を踏まえた実行性ある提案がなされており、堅実的である。
- ・長年の管理業務の経験を活かしたサービス向上の取り組みにも期待したい。

④ 選定結果

選定委員の評価結果及び意見などを踏まえ、混雑時間帯などにおける適切な誘導・案内の実施といった、これまでの自転車駐車場の管理業務の経験を活かした施設の実情に沿った実効性のある提案がなされるなど、利用者の立場に立ったサービスの提供及び安心安全な管理運営が期待されることから、JR九州レンタカー&パーキング株式会社を指定管理候補者とする。

## 1 道路下水道局が所管する公の施設に係る指定管理候補者選定・評価委員会

### (1) 選定経過

- ・ 第1回選定委員会 令和4年7月19日
- ・ 募集要項配布 令和4年8月15日から令和4年9月14日まで
- ・ 受付期間 令和4年9月7日から令和4年9月14日まで
- ・ 第2回選定委員会 令和4年10月5日

### (2) 指定管理候補者選定委員会（選定委員5名）

氏名	役職	摘要
辰巳 浩	福岡大学工学部社会デザイン工学科 教授	学識経験者
横尾 亘	西南学院大学法学部法律学科 准教授	学識経験者
石橋 薦	中小企業診断士・有限会社アソシエ 代表取締役	学識経験者
柴富 伸子	コンシューマー福岡 会長	利用者代表
吉浦 美和	電車にのるぞ障害者の会 代表	利用者代表

## 2 指定管理候補者の団体概要

団体名	J R九州レンタカー&パーキング株式会社
代表者	坂本 明寛
所在地	福岡市博多区住吉三丁目1番1号富士フィルム福岡ビル9F
設立	昭和46年4月1日
資本金	2千万円
事業内容	・ 貸し自動車業、貸自転車行業並びに貸原動機付自転車業 ・ 駐車場の経営、駐車場の管理・運営

## 3 参考条文

### 地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～5（略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない

7～11（略）

### 福岡市自転車駐車場条例（抜粋）

（指定管理者の候補者の選定）

第15条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2～3（略）

議案第209号

有料道路の料金の変更に関する同意について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、佐賀県道路公社から、三瀬トンネルの料金に係る障がい者の割引措置を変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定により道路管理者の同意を求められたので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

有料道路の料金の変更に関する同意について

佐賀県道路公社から、三瀬トンネルの料金を変更することについて次のとおり同意を求められたが、本件については、同意するものとする。

佐道公第40号

令和4年9月29日

道路管理者

福岡市長 高島 宗一郎 様

佐賀県道路公社

理事長 坂本 洋介

有料道路における障害者割引制度の1人1台要件の緩和等に伴う有料道路通行料金（割引対象）の変更に係る道路管理者の同意について（依頼）

このことについて、障害者団体から要望を受け、国土交通省から有料道路事業者に対し、いわゆる1人1台要件の緩和等について依頼があり、令和4年度中の運用開始に向けて準備が進められております。

つきましては、障害者に対する有料道路通行料金（割引対象）を変更することについて、道路整備特別措置法第10条第4項の規定に基づき国土交通大臣の事業変更許可を受けるにあたり、同法第16条第1項の規定に基づく貴職の同意を求めます。

記

- 1 同意を受ける対象道路名 三瀬トンネル有料道路
- 2 同意を受ける要件 別紙
- 3 実施期日 令和4年度中

（佐賀県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。）

(別紙)

## 2 同意を受ける要件

料金に係る障害者割引の対象となる自動車について、次のように改める。

### イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村又は特別区が設置したものに限る。）、当該事務所を設置していない町村又は高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、全国的高速道路株式会社及び地方道路公社が定める「有料道路における障害者割引措置実施要領」（以下「要領」という。）で定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領で定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき要領で定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、要領で定めるもの

また、上記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、要領で定めるところにより本割引を適用するものとする。

## 議案第 209 号の説明

### 1 議案

議案第 209 号 有料道路の料金の変更に関する同意について

### 2 議案の提出の理由

本件は、佐賀県道路公社が道路整備特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき徴収している三瀬トンネルの料金に係る障がい者の割引措置を変更することについて、同公社から同法第 16 条第 1 項の規定により道路管理者である市の同意を求められたので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるもの。

### 3 障がい者の割引措置の変更内容

#### (1) 1人1台要件の緩和

障がい者 1 人につき事前登録された車両 1 台に限定されている割引について、身体障がい者自らが運転する場合または重度の障がい者が同乗する場合は、事前登録されていない車両も対象とするもの。

#### (2) オンライン申請の導入

従来各市町村の福祉担当窓口での手続きに加え、高速道路会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、オンライン申請により障がい者割引を受けるための手続きを可能とするもの。

### 4 運用開始時期

令和 4 年度中（予定）

5 三瀬トンネル有料道路事業変更許可申請書 新旧対照表 (案)

現 行	変 更 後
1～5 (略)	1～5 (略)
6 料金 (略)	6 料金 (略)
(2) 障害者割引については、以下のとおりとする。	(2) 障害者割引については、以下のとおりとする。
イ 割引をする自動車	イ 割引をする自動車
<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）<u>又は</u>当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、<u>佐賀県道路公社が別に</u>定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。</p>	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村<u>又は特別区</u>が設置したものに限る。）<u>、</u>当該事務所を設置していない町村<u>又は高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口</u>において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、<u>全国の高速道路株式会社及び地方道路公社が定める「有料道路における障害者割引措置実施要領」（以下「要領」という。）</u>で定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。</p>
(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、 <u>佐賀県道路公社が別に</u> 定めるもの	(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、 <u>要領</u> で定めるもの
(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に	(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき <u>要</u>



現 行	変 更 後
<p>基づき<u>佐賀県道路公社が別に</u>定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、<u>佐賀県道路公社が別に</u>定めるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>7・8 （略）</p>	<p><u>領</u>で定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、<u>要領</u>で定めるもの</p> <p><u>また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、要領で定めるところにより本割引を適用するものとする。</u></p> <p>ロ （略）</p> <p><u>ハ 実施期日</u> <u>佐賀県道路公社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>7・8 （略）</p>

## 道路整備特別措置法（抜粋）

（地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築）

**第十条** 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

**2** 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 路線名及び工事の区間
- 二 工事方法及び工事予算
- 三 工事の着手及び完成の予定年月日
- 四 収支予算の明細

### 五 料金

- 六 料金の徴収期間

**3** 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

- 一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。
- 二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

**4** 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

**5** 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

**6** 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

**7** 国土交通大臣は、市町村道（指定市の市道を除く。）について第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

（道路管理者の同意等）

**第十六条** 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）、第十二条第一項の許可、第十三条第一項の認可又は前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）の同意を得なければならない。

**2** 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第十二条第二項第二号の工事实施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同項第三号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第210号

準用香椎川河川改修（地下河川）工事請負契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、香椎川に地下河川を整備するものであるが、その予定価格が5億円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

準用香椎川河川改修（地下河川）工事請負契約の締結について

準用香椎川河川改修（地下河川）工事請負契約を次のように締結する。

- 1 契約の相手方 前田建設工業・日本国土開発・羽野組・サンコービルド建設工事共同企業体

代表者 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

前田建設工業株式会社

東京都港区赤坂四丁目9番9号

日本国土開発株式会社

福岡市中央区天神三丁目11番22号

株式会社 羽野組

福岡市博多区博多駅前一丁目31番17号

株式会社 サンコービルド

- 2 契約の目的 準用香椎川河川改修（地下河川）工事

管渠<sup>きょ</sup>（内径4.5メートル）

延長 712.8メートル

流入施設工 一式

流出施設工 一式

議案第210号

- |   |      |                |
|---|------|----------------|
| 3 | 契約価額 | 3,767,877,388円 |
| 4 | 工事地  | 福岡市東区香椎駅前一丁目ほか |
| 5 | 工期   | 令和8年3月13日まで    |
| 6 | 保証期間 | 受渡完了の日から2年間    |

## 準用香椎川河川改修(地下河川)工事請負契約の締結について

## 1 契約概要

(議案第210号)

工事件名	準用香椎川河川改修(地下河川)工事	
工事概要	香椎地区の浸水対策を目的として、香椎川に地下河川の整備を行うもの。	摘要  令和4年度支払い予定額 196,683,000円 令和5年度支払い予定額 1,203,836,000円 令和6年度支払い予定額 1,420,866,000円 令和7年度支払い予定額 946,492,388円
	管渠(内径 4.5m) 延長 712.8m 流入施設(到達立坑) 1箇所 流出施設(発進立坑) 1箇所	
	工事場所	
工事期間	議決の翌日から令和8年3月13日まで	
入札方法	総合評価方式による一般競争入札	
開札年月日	令和4年9月20日	
仮契約年月日	令和4年9月21日	
落札者	前田建設工業・日本国土開発・羽野組・サンコービルド建設工事共同企業体 代表者 東京都千代田区富士見二丁目10番2号 前田建設工業株式会社	
契約価額	3,767,877,388円 (うち消費税及び地方消費税相当額 342,534,308円)	
予定価格	4,095,518,900円 (うち消費税及び地方消費税相当額 372,319,900円)	

## 【参考】入札参加者一覧

区分	名称	備考
地場外2 地 場2	前田建設工業・日本国土開発・羽野組・サンコービルド 建設工事共同企業体	
地場外2 地 場2	戸田・若築・アスミオ・西部建設工事共同企業体	
地場外3 地 場1	奥村・青木あすなる・宮川・九鉄建設工事共同企業体	
地場外3 地 場1	鴻池・松尾・森本・松鶴建設工事共同企業体	
地場外3 地 場1	飛島・大日本土木・広成・海山建設工事共同企業体	
地場外2 地 場2	熊谷・鉄建・三軌・才田建設工事共同企業体	
地場外4 地 場0	森・新井・清田軌道・岡本建設工事共同企業体	
地場外1 地 場3	フジタ・九州総合・松山・環境施設建設工事共同企業体	
地場外2 地 場2	大林・不動テトラ・東田中・丸三建設工事共同企業体	無効

2 入札結果

(1)技術評価点の内訳

評価項目		配点	落札者									
			前田建設工業 ・日本国土開発 ・羽野組 ・サンコービルド 建設工事共同企業体			戸田・若築 ・アスミオ・西部 建設工事共同企業体			奥村・青木あすなろ ・宮川・九鉄 建設工事共同企業体			
			名称	区分	提案数	点数	名称	区分	提案数	点数	名称	区分
提案項目	技術提案 項目1	現場条件・地盤性状を考慮した安全・確実な掘進について (最大5提案まで)  [着目点] 本工事で、シールド掘進区間全線が岩盤部であり、かつ大部分で河川下を縦断的に掘進するため、現場の地盤性状(頁岩・砂岩・礫岩の互層構造で、岩盤としては透水係数が高い)に対応し、安全・確実に掘進を進めて行くことが重要である。	15	A(3.00)	3	13.500	A(3.00)	2	11.250	A(3.00)	3	13.500
				B(2.25)	2		B(2.25)	1		B(2.25)	2	
				C(1.50)	0		C(1.50)	2		C(1.50)	0	
				D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0	
				E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
	項目2	流入立坑・渦流部の品質確保について (最大5提案まで)  [着目点] 本工事で築造する流入立坑・渦流部については、現場打ちコンクリートにて築造する大規模構造物であるが、水衝部となる流入立坑と減勢施設である渦流部については、耐久性と水密性が特に求められるため、施工段階におけるコンクリート構造物の品質確保が重要である。	15	A(3.00)	1	11.250	A(3.00)	1	10.500	A(3.00)	1	9.750
				B(2.25)	3		B(2.25)	3		B(2.25)	1	
				C(1.50)	1		C(1.50)	0		C(1.50)	3	
				D(0.75)	0		D(0.75)	1		D(0.75)	0	
				E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
	項目3	発進立坑部における騒音・振動・排ガス対策について (最大5提案まで)  [着目点] 本工事の発進立坑部周辺は、民家、マンション等が近接しているため、騒音、振動、排ガス対策が重要である。	15	A(3.00)	2	12.750	A(3.00)	5	15.000	A(3.00)	2	12.750
				B(2.25)	3		B(2.25)	0		B(2.25)	3	
				C(1.50)	0		C(1.50)	0		C(1.50)	0	
				D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0	
				E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
	項目4	発進立坑・坑内作業における労働者の安全対策について (最大5提案まで)  [着目点] 本工事の発進側作業箇所は、地下約15mと深く、資機材や掘削土の荷揚げ、荷下ろしにおいて高低差が大きくなることや、また、立坑内およびトンネル内作業等においては限られた空間での施工となることから、労働者の安全確保が重要である。	15	A(3.00)	3	13.500	A(3.00)	3	13.500	A(3.00)	3	13.500
B(2.25)				2	B(2.25)		2	B(2.25)		2		
C(1.50)				0	C(1.50)		0	C(1.50)		0		
D(0.75)				0	D(0.75)		0	D(0.75)		0		
E(加算点なし)				0	E(加算点なし)		0	E(加算点なし)		0		
小計 a		60.0	51.000			50.250			49.500			
企業評価項目	企業の施工能力	品質管理への取り組み	1	1.000			1.000			1.000		
	技術者の能力	資格の保有状況	1	1.000			1.000			1.000		
	企業の信頼性・社会性	競争入札参加停止措置状況	※ (-2)	減点なし			減点なし			減点なし		
小計 b		2	2.000			2.000			2.000			
加算点 a+b		62.0	53.000			52.250			51.500			
標準点 c		100	100			100			100			
技術評価点A (a+b+c)		162.0	153.000			152.250			151.500			

※配点欄の企業の信頼性・社会性(-2)は、企業評価項目の小計に含まない。

(2)入札価格

入札価格 B (単位:円) (消費税及び地方消費税相当額を除く価格)	3,425,343,080	3,425,343,080	3,425,343,080
------------------------------------	---------------	---------------	---------------

(3)評価値

評価値 $A/B \times \alpha$ ( $\alpha$ は数値調整のための係数) (予定価格10億円以上の場合、 $\alpha=1,000,000,000$ )	44.6670	44.4481	44.2291
---	---------	---------	---------

様式2  
(単位:点)

名称 鴻池・松尾・森本・松鶴 建設工事共同企業体			名称 飛島・大日本土木 ・広成・海山 建設工事共同企業体			名称 熊谷・鉄建・三軌・才田 建設工事共同企業体			名称 森・新井・清田軌道 ・岡本 建設工事共同企業体			名称 フジタ・九州総合 ・松山・環境施設 建設工事共同企業体		
区分	提案数	点数	区分	提案数	点数	区分	提案数	点数	区分	提案数	点数	区分	提案数	点数
A(3.00)	2	11.250	A(3.00)	2	12.750	A(3.00)	4	13.500	A(3.00)	0	9.000	A(3.00)	4	14.250
B(2.25)	1		B(2.25)	3		B(2.25)	0		B(2.25)	2		B(2.25)	1	
C(1.50)	2		C(1.50)	0		C(1.50)	1		C(1.50)	3		C(1.50)	0	
D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
A(3.00)	2	11.250	A(3.00)	2	12.750	A(3.00)	0	7.500	A(3.00)	1	8.250	A(3.00)	1	10.500
B(2.25)	1		B(2.25)	3		B(2.25)	1		B(2.25)	1		B(2.25)	2	
C(1.50)	2		C(1.50)	0		C(1.50)	3		C(1.50)	2		C(1.50)	2	
D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	1		D(0.75)	0		D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	1		E(加算点なし)	0	
A(3.00)	3	12.750	A(3.00)	2	10.500	A(3.00)	2	12.750	A(3.00)	4	13.500	A(3.00)	3	13.500
B(2.25)	1		B(2.25)	2		B(2.25)	3		B(2.25)	0		B(2.25)	2	
C(1.50)	1		C(1.50)	0		C(1.50)	0		C(1.50)	1		C(1.50)	0	
D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	1		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
A(3.00)	4	14.250	A(3.00)	2	12.750	A(3.00)	2	12.750	A(3.00)	3	13.500	A(3.00)	3	13.500
B(2.25)	1		B(2.25)	3		B(2.25)	3		B(2.25)	2		B(2.25)	2	
C(1.50)	0		C(1.50)	0		C(1.50)	0		C(1.50)	0		C(1.50)	0	
D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0		D(0.75)	0	
E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0		E(加算点なし)	0	
<b>49.500</b>			<b>48.750</b>			<b>46.500</b>			<b>44.250</b>			<b>51.750</b>		
1.000			1.000			1.000			1.000			1.000		
1.000			1.000			1.000			1.000			1.000		
減点なし			減点なし			減点なし			減点なし			減点なし		
<b>2.000</b>			<b>2.000</b>			<b>2.000</b>			<b>2.000</b>			<b>2.000</b>		
<b>51.500</b>			<b>50.750</b>			<b>48.500</b>			<b>46.250</b>			<b>53.750</b>		
<b>100</b>			<b>100</b>			<b>100</b>			<b>100</b>			<b>100</b>		
<b>151.500</b>			<b>150.750</b>			<b>148.500</b>			<b>146.250</b>			<b>153.750</b>		

3,425,343,080	3,425,343,080	3,425,343,080	3,425,343,080	3,723,000,000
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

44.2291	44.0101	43.3533	42.6964	41.2973
---------	---------	---------	---------	---------

## 3 落札者の技術提案の概要

項目1	<p><b>現場条件・地盤性状を考慮した安全・確実な掘進について</b></p> <p>本工事では、シールド掘進区間全線が岩盤部であり、かつ大部分で河川下を縦断的に掘進するため、現場の地盤性状(頁岩・砂岩・礫岩の互層構造で、岩盤としては透水係数が高い)に対応し、安全・確実に掘進を進めて行くことが重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目2	<p><b>流入立坑・渦流部の品質確保について</b></p> <p>本工事で築造する流入立坑・渦流部については、現場打ちコンクリートにて築造する大規模構造物であるが、水衝部となる流入立坑と減勢施設である渦流部については、耐久性と水密性が特に求められるため、施工段階におけるコンクリート構造物の品質確保が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目3	<p><b>発進立坑部における騒音・振動・排ガス対策について</b></p> <p>本工事の発進立坑部周辺は、民家、マンション等が近接しているため、騒音、振動、排ガス対策が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>
項目4	<p><b>発進立坑・坑内作業における労働者の安全対策について</b></p> <p>本工事の発進側作業箇所は、地下約15mと深く、資機材や掘削土の荷揚げ、荷下ろしにおいて高低差が大きくなることや、また、立坑内およびトンネル内作業等においては限られた空間での施工となることから、労働者の安全確保が重要であり、これらを踏まえた効果的な提案がなされた。</p>

## (参考)評価項目の内容

## 企業評価項目

評価項目		評価内容
企業の 施工能力	品質管理への取り組み	ISO9001の取得があれば優位に評価する。 (JV案件:構成員毎に評価点を算出し、その平均点を採用)
技術者の 能力	資格の保有状況	入札者が提示する配置予定技術者の監理技術者資格者証の保有期間により評価する。
企業の 信頼性・ 社会性	競争入札参加停止措置状況	令和元年8月1日以降に、競争入札参加停止等の措置を受けた者で、公告日に、競争入札参加停止期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止期間と同期間に係る場合に、評価点を減点する。 (JV案件:構成員の中に対象者が含まれる場合は、一律2点の減点)

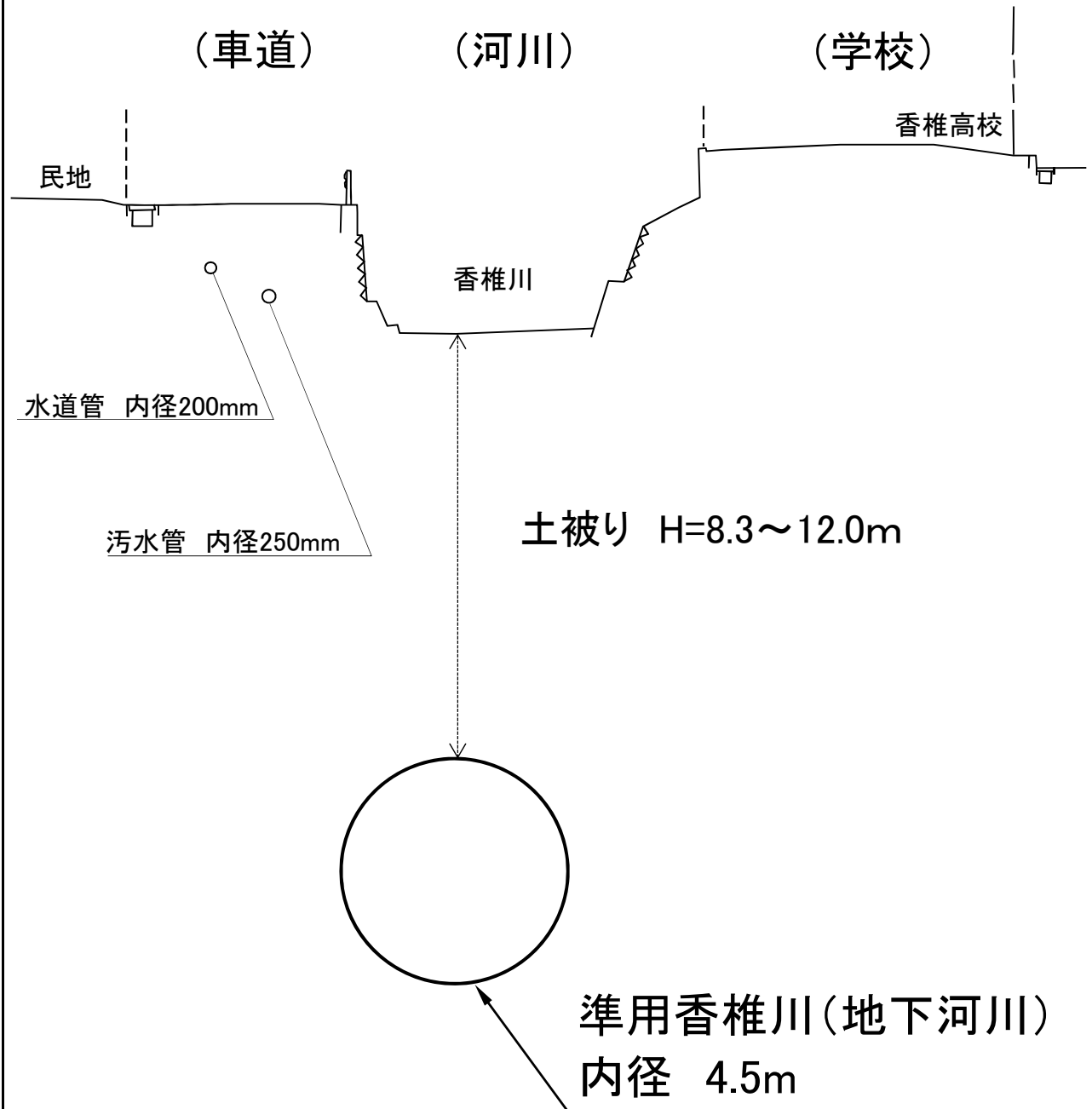




# 標準断面図

(上流 → 下流)

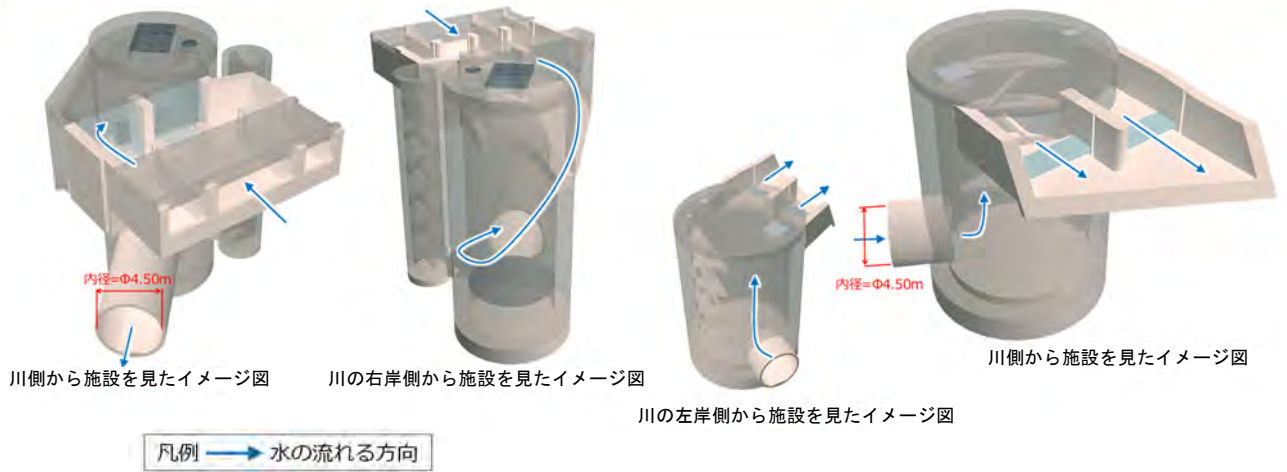
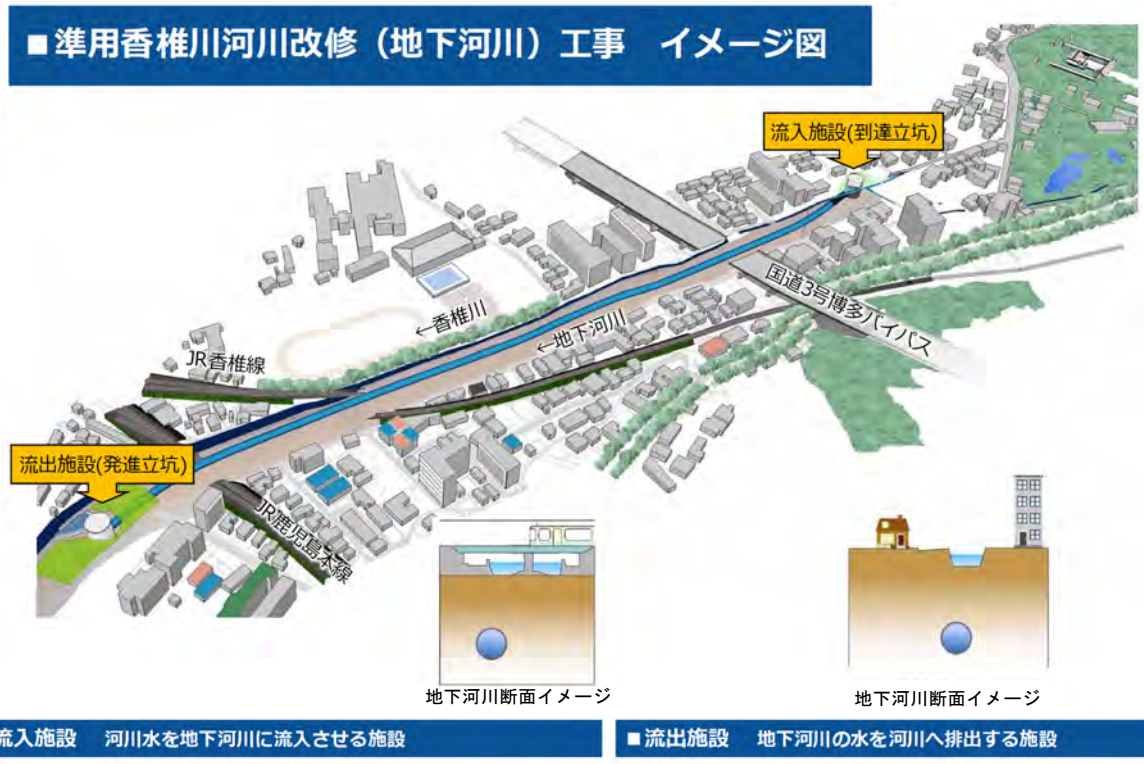
香椎高校付近



○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格(随意契約による場合は、契約価額をいう。以下同じ。)が5億円以上の工事又は製造の請負とする。





## 議案第212号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

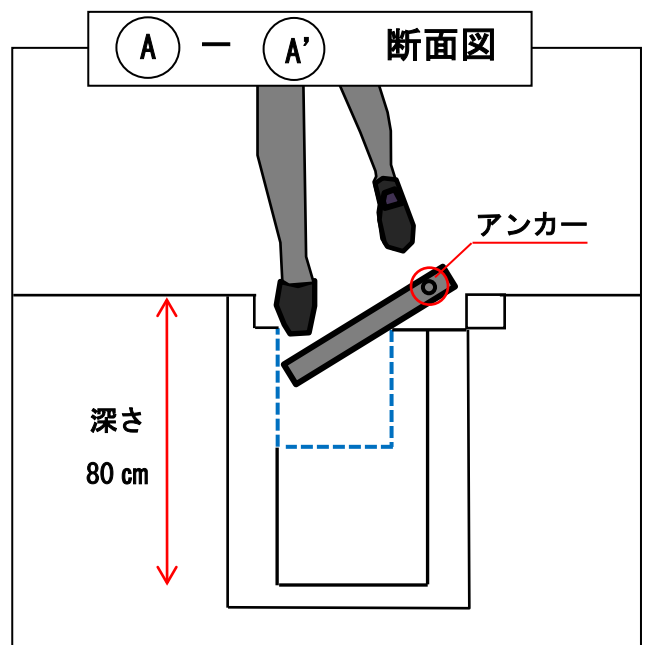
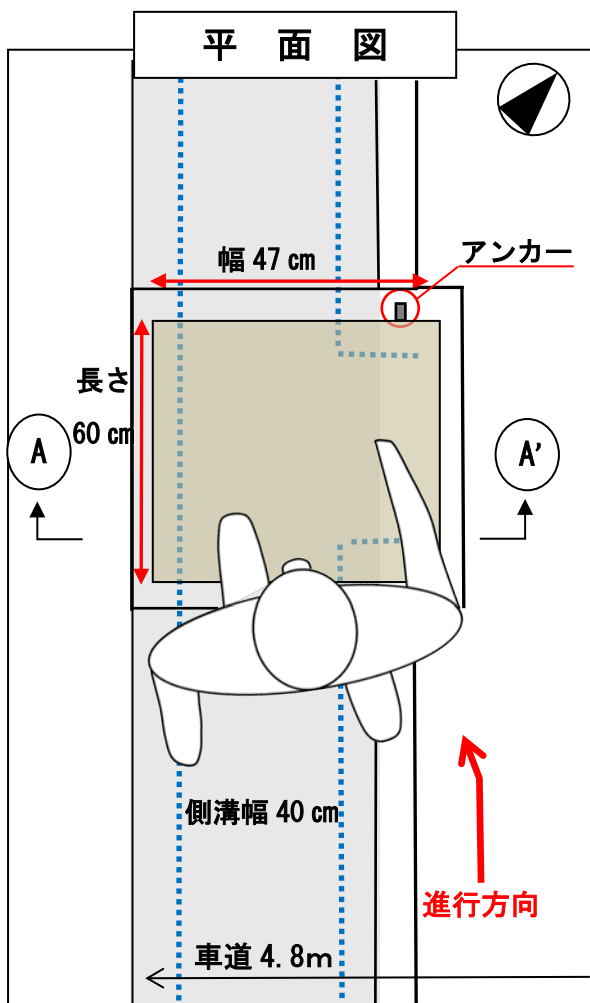
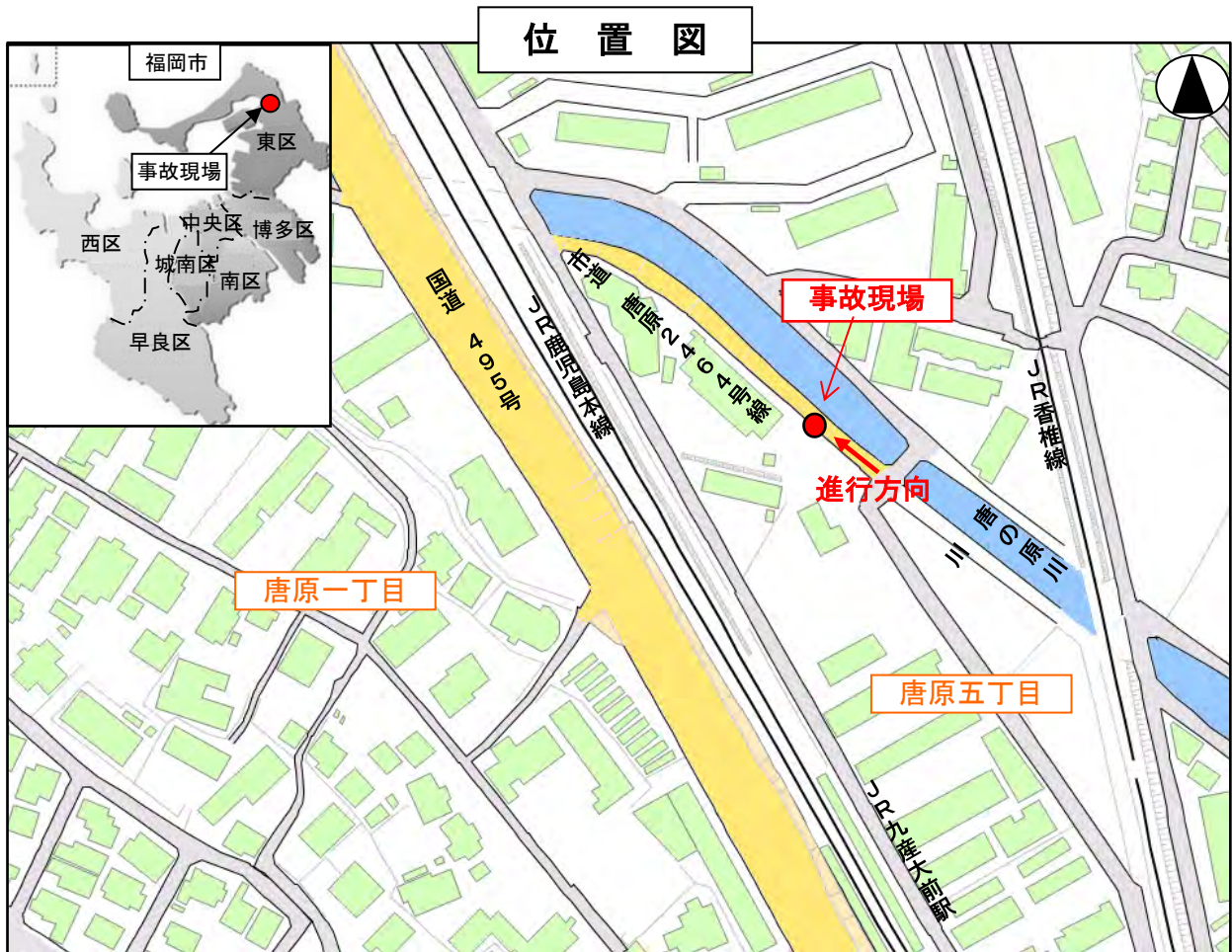
市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

## 1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
<b>(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載していません。</b>	778,219円

## 2 事件の概要

令和3年2月12日午後零時頃、相手方〇〇〇〇氏が、市内東区唐原五丁目1番25号付近の市道を歩行中、当該市道に設置されていた集水柵のグレーチング蓋に足を乗せたところ、蓋受け部分が破損していたため当該グレーチング蓋が落ち込み、当該集水柵に同人が転落して負傷し、損害が生じたものである。

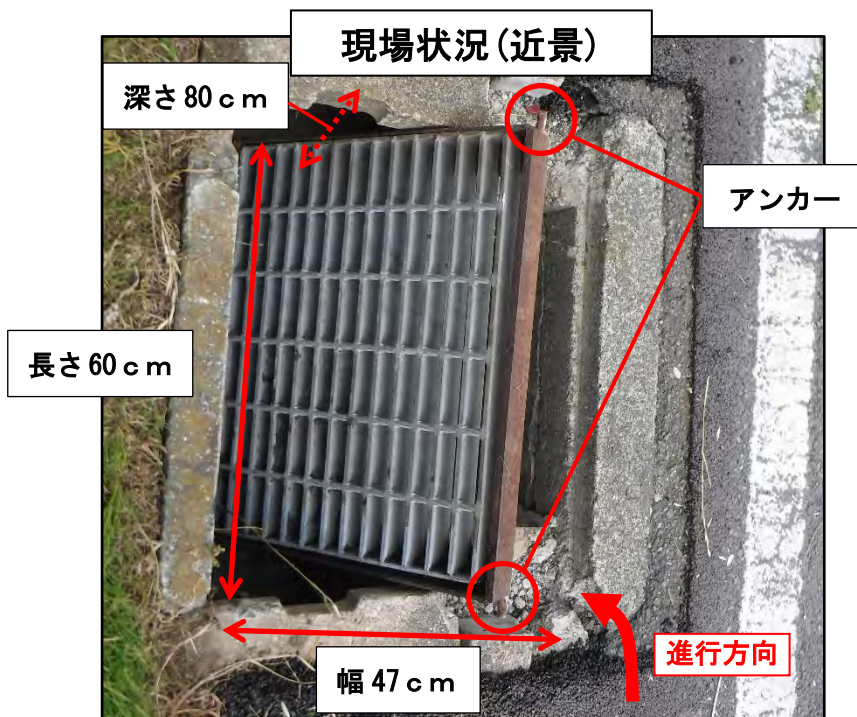


人的損害	778,219 円
物的損害	0 円
損害額計	778,219 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	778,219 円

現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後

